

第1回 琴電連立検討委員会

日時：令和2年9月1日（火）10時30分～

場所：香川県庁 本館21階 特別会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 委員長選出 資料-1
 - (2) 都市計画のあり方検討の論点整理 資料-2
 - (3) 今後の検討スケジュール 資料-2
 - (4) その他
- 3 閉会

<配布資料>

資料-1 琴電連立検討委員会設置要綱・委員名簿

資料-2 第1回琴電連立検討委員会 資料

琴電連立検討委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 事業中止となっている高松琴平電鉄連続立体交差事業について、都市計画決定からの社会情勢等の変化を踏まえ、同事業の都市計画のあり方について存廃も視野に検討することを目的として、琴電連立検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在又は事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員に支障があるときは、当該委員が委任する者が会議に出席し、議決に加わることができる。ただし、委員長、副委員長は他の者に委任できない。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初に開催される会議及び委員の任期満了後における最初の会議は事務局長が招集する。
- 8 委員長は、指定感染症の感染拡大防止或いはその他理由により、やむを得ないと認める場合は、書面会議又はインターネット環境等を利用した会議を開き、議決を得ることができる。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- 一 香川県情報公開条例（平成12年条例54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - 二 公開することにより、公正かつ円滑な検討が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
 - 三 その他、委員長が必要と認める場合
- 2 前項の規定により会議を公開する場合において、議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(事務局)

第4条 委員会事務局は、琴電連続立体交差事業検討業務委託の受注者が行う。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月6日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の設置目的を達成したときにその効力を失う。

別表 委員（10名）

（敬称略 令和2年9月1日現在）

区 分	職 名	氏名	備 考
学識経験者	日本大学理工学部教授	中村 英夫	
	香川大学創造工学部教授	紀伊 雅敦	
	日本政策投資銀行 四国支店長	岡井 覚一郎	
交通事業者	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役専務	川上 純一	
関係行政 機関	国土交通省四国地方整備局建政部 都市調整官	下平 弘和	
	国土交通省四国地方整備局道路部 道路調査官	檜田 幸伸	
	国土交通省四国運輸局鉄道部次長	秋山 敬介	
	香川県警察本部交通部長	佐藤 隆治	
	香川県土木部長	西川 英吉	
	高松市都市整備局長	木村 重之	

第1回 琴電連立検討委員会 資料

□ 都市計画のあり方検討の論点整理 □

説明次第

1 琴電連立の都市計画の概要	2
(1) 琴電連立の都市計画の目的	2
(2) 連立事業に関連する都市計画等	7
(3) これまでの経緯	8
2 琴電連立の都市計画のあり方の検討	9
(1) 検討の必要性	9
(2) 検討の論点整理	10
(3) 検討の全体フロー	11
3 今後の検討スケジュール	12
(1) 全体スケジュール	12
(2) 次回の委員会	12

1 琴電連立の都市計画の概要

(1) 琴電連立の都市計画の目的

【本都市計画の計画書】

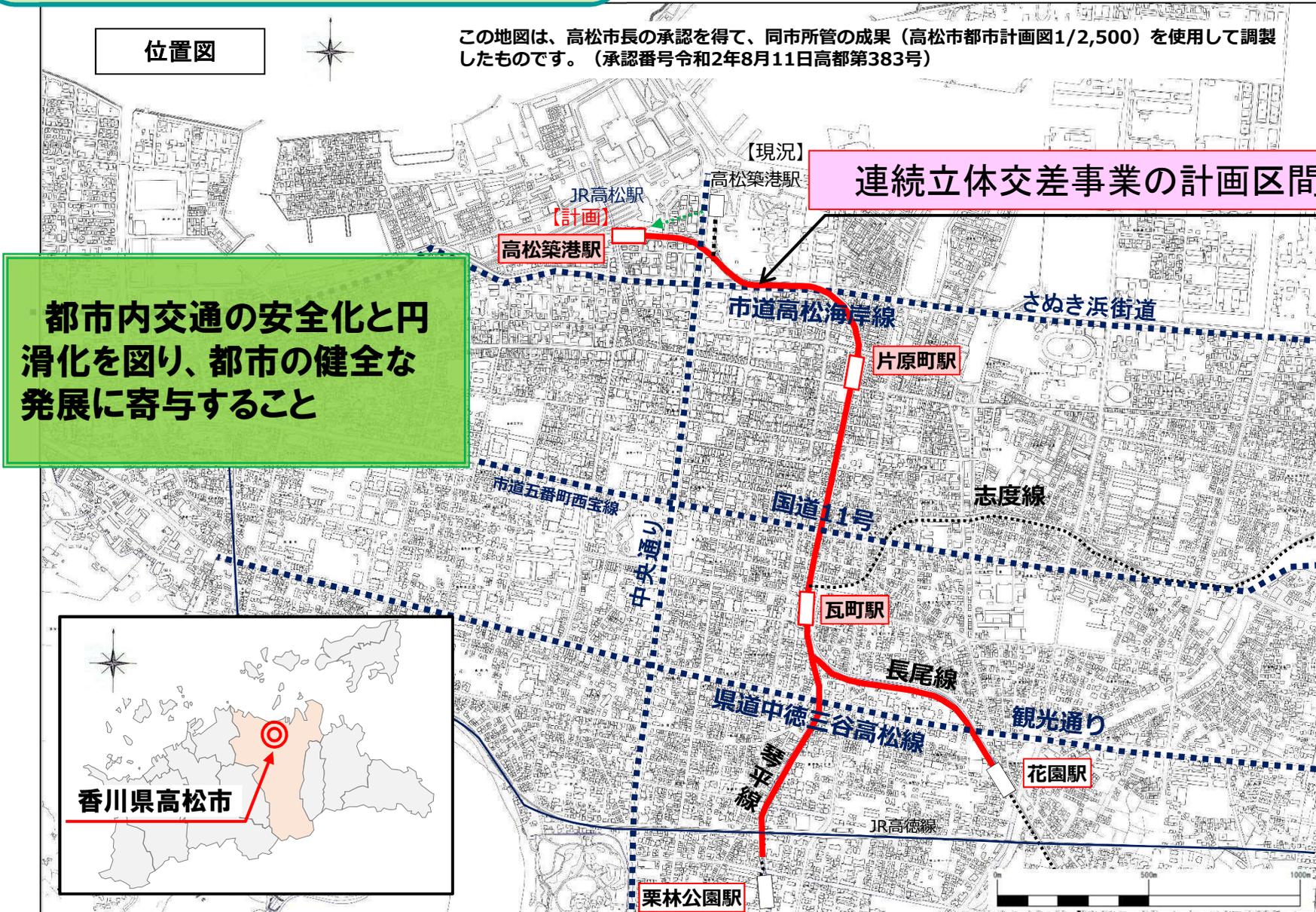
都市内交通の安全化と円滑化を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的として、高松琴平電鉄の連続立体交差化を計画するものである。

【香川県公共事業再評価委員会（H16年度、H21年度）説明資料】

- ①高松市の中心市街地を南北に縦断している琴電を高架化することにより、交通渋滞及び踏切事故の解消等を図り、県都高松市の都市機能を向上させること
- ②高松市の中心市街地を南北に縦断している琴電を高架化することにより、地域分断の解消等を図り、県都高松市の都市機能を向上させること
- ③琴電高松築港駅をサンポート高松に乗入れることにより、サンポート高松の都市拠点機能を高めること

1 琴電連立の都市計画の概要

(1) 琴電連立の都市計画の目的



1 琴電連立の都市計画の概要

(1) 琴電連立の都市計画の目的

高松市の中心市街地を南北に縦断している琴電を高架化

目的①

交通渋滞及び踏切事故の解消等を図り、県都高松市の都市機能を向上させること

主要渋滞区間の踏切 (R2.8撮影)

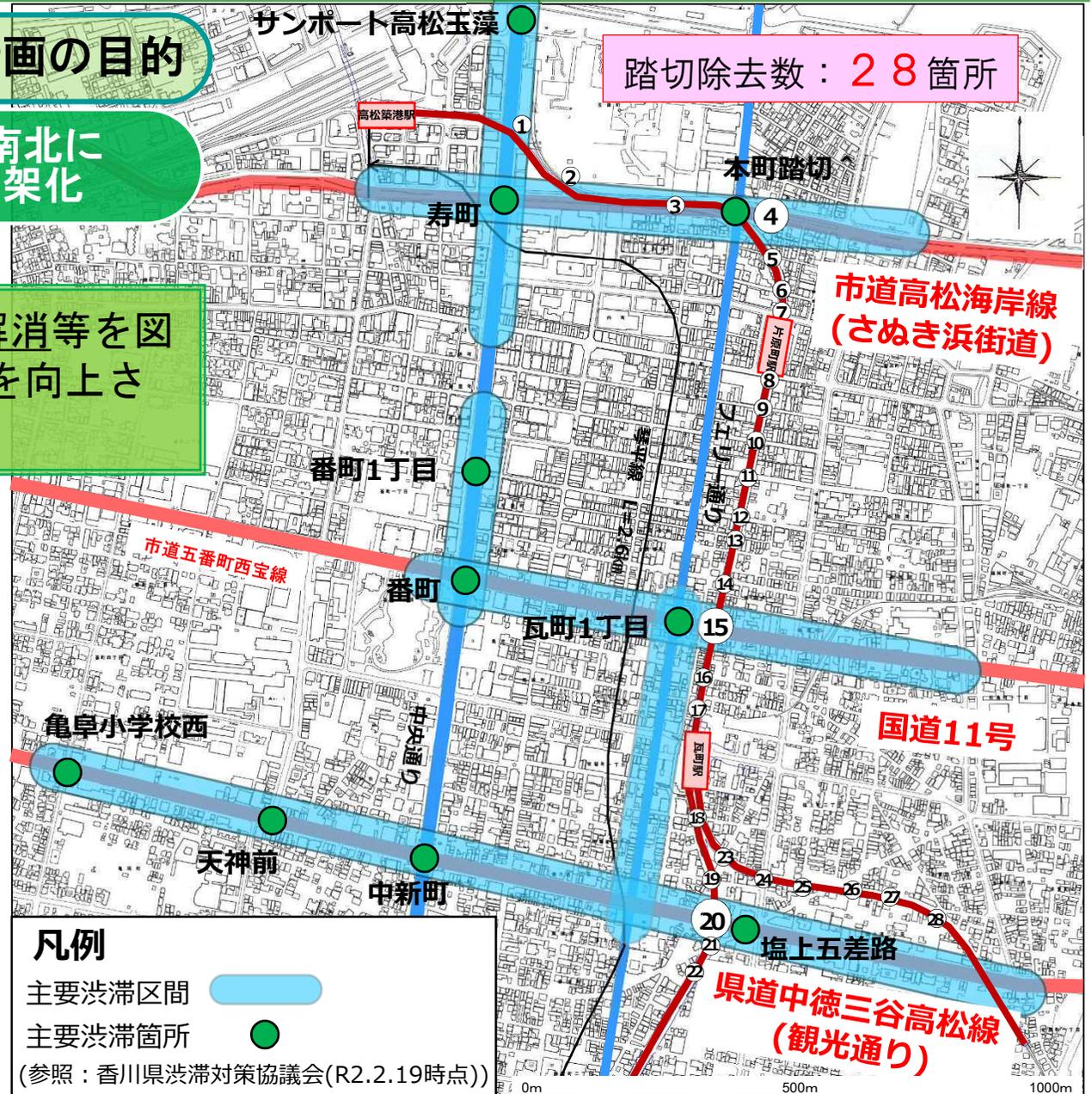
④ 本町踏切
市道
高松海岸線



⑮ 福田町
第四踏切
国道11号



⑳ 観光道路
踏切
県道中徳
三谷高松線



凡例

主要渋滞区間 主要渋滞箇所

主要渋滞箇所

(参照：香川県渋滞対策協議会(R2.2.19時点))

この地図は、高松市長の承認を得て、同市所管の成果（高松市都市計画図1/2,500）を使用して調製したものです。
(承認番号令和2年8月11日高都第383号)

1 琴電連立の都市計画の概要

(1) 琴電連立の都市計画の目的

高松市の中心市街地を南北に縦断している琴電を高架化

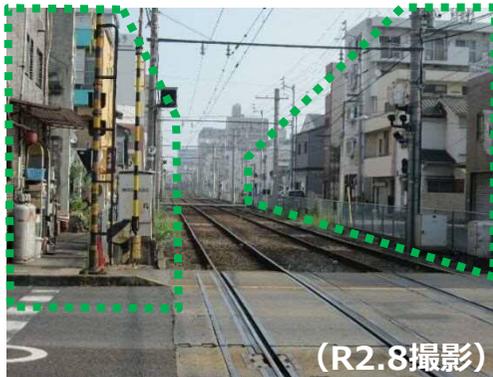
目的②

地域分断の解消等を図り、県都高松市の都市機能を向上させること

東西地域の一体化による瓦町駅東側などの活性化



福田町第四踏切付近



瓦町駅東側



この地図は、高松市長の承認を得て、同市所管の成果（高松市都市計画図1/2,500）を使用して調製したものです。（承認番号令和2年8月11日高都第383号）

0m 500m 1000m

1 琴電連立の都市計画の概要

(1) 琴電連立の都市計画の目的

琴電高松築港駅をサンポート高松（JR高松駅南側）に乗り入れ

目的③

サンポート高松の都市拠点機能を高めること



JR高松駅



(R2.8撮影)

高松築港駅



(R2.8撮影)

この地図は、高松市長の承認を得て、同市所管の成果（高松市都市計画図1/2,500）を使用して調製したものです。（承認番号令和2年8月11日高都第383号）

1 琴電連立の都市計画の概要

(2) 連立事業に関連する都市計画等

連立事業に関連して、道路や駅前広場の都市計画決定等が行われている。

連立事業に関する
都市計画

関連都市計画

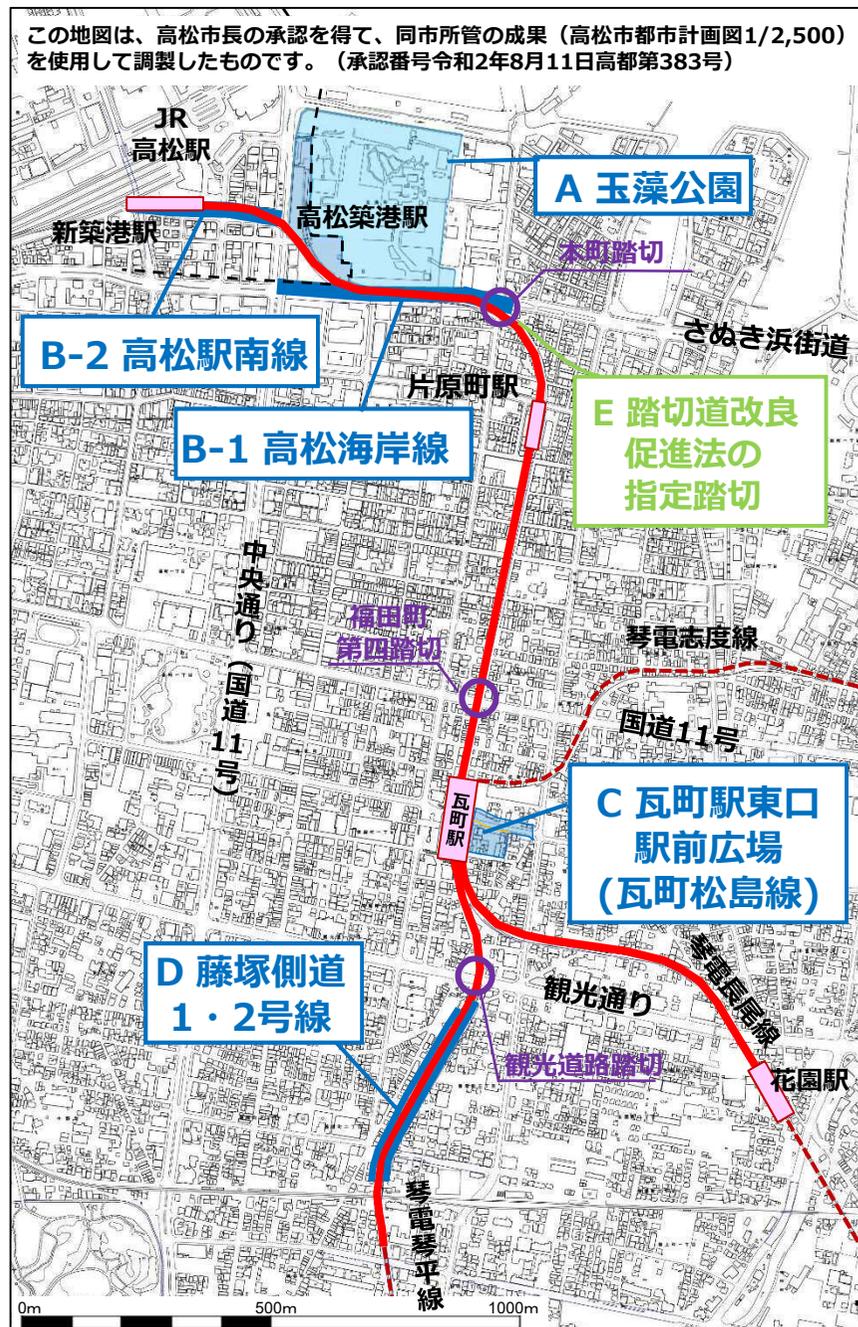
計画の概要

A: 玉藻公園	高松築港駅の移設に伴う跡地利用
B-1: 高松海岸線 B-2: 高松駅南線	高架化による道路の整備
C: 瓦町駅東口駅前広場 (瓦町松島線)	駅前広場や道路の整備
D: 藤塚側道1, 2号線	高架化による道路の整備

踏切道改良促進法

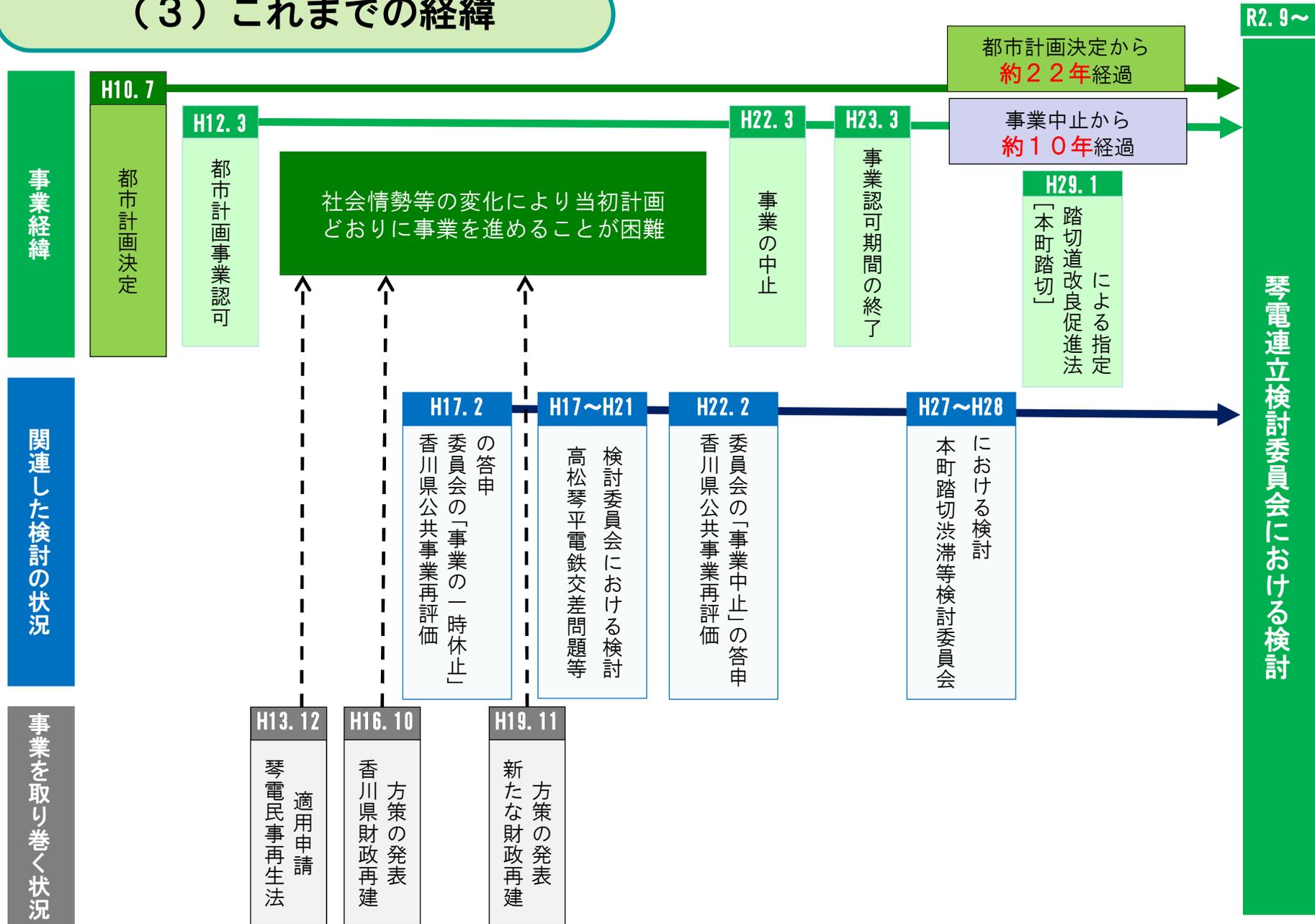
E: 本町踏切

事故の防止や渋滞の解消を目的に改良すべき踏切道として国が指定



1 琴電連立の都市計画の概要

(3) これまでの経緯



2 琴電連立の都市計画のあり方の検討

(1) 検討の必要性

都市計画運用指針（都市施設に関する都市計画の見直しの考え方）

都市施設の計画については、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行うべきである。（中略）
都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

都市計画運用指針：
都市計画制度の運用に関する
国の原則的な考え方を示す指針

都市計画のあり方の検討の必要性

都市計画決定、事業中止から長期間経過

- ・ 都市計画決定から約22年が経過
- ・ 事業中止から約10年が経過

社会情勢の変化

- ・ 人口減少・超高齢社会
- ・ 自動車交通量の変化
- ・ 新たな周辺計画の影響 など

社会情勢の変化を見据え、検討委員会の中で

都市計画のあり方について、存廃も視野に検討

2 琴電連立の都市計画のあり方の検討

(2) 検討の論点整理

都市計画の目的

【本都市計画の計画書】

都市内交通の安全化と円滑化を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的として、高松琴平電鉄の連続立体交差化を計画するものである。

【香川県公共事業再評価委員会 (H16年度、H21年度) 説明資料】

- ①高松市の中心市街地を南北に縦断している琴電を高架化することにより、交通渋滞及び踏切事故の解消等を図り、県都高松市の都市機能を向上させること
- ②高松市の中心市街地を南北に縦断している琴電を高架化することにより、地域分断の解消等を図り、県都高松市の都市機能を向上させること
- ③琴電高松築港駅をサンポート高松に乗入れることにより、サンポート高松の都市拠点機能を高めること

都市計画の目的及び都市計画運用指針を踏まえた論点

交通対策

まちづくりの姿

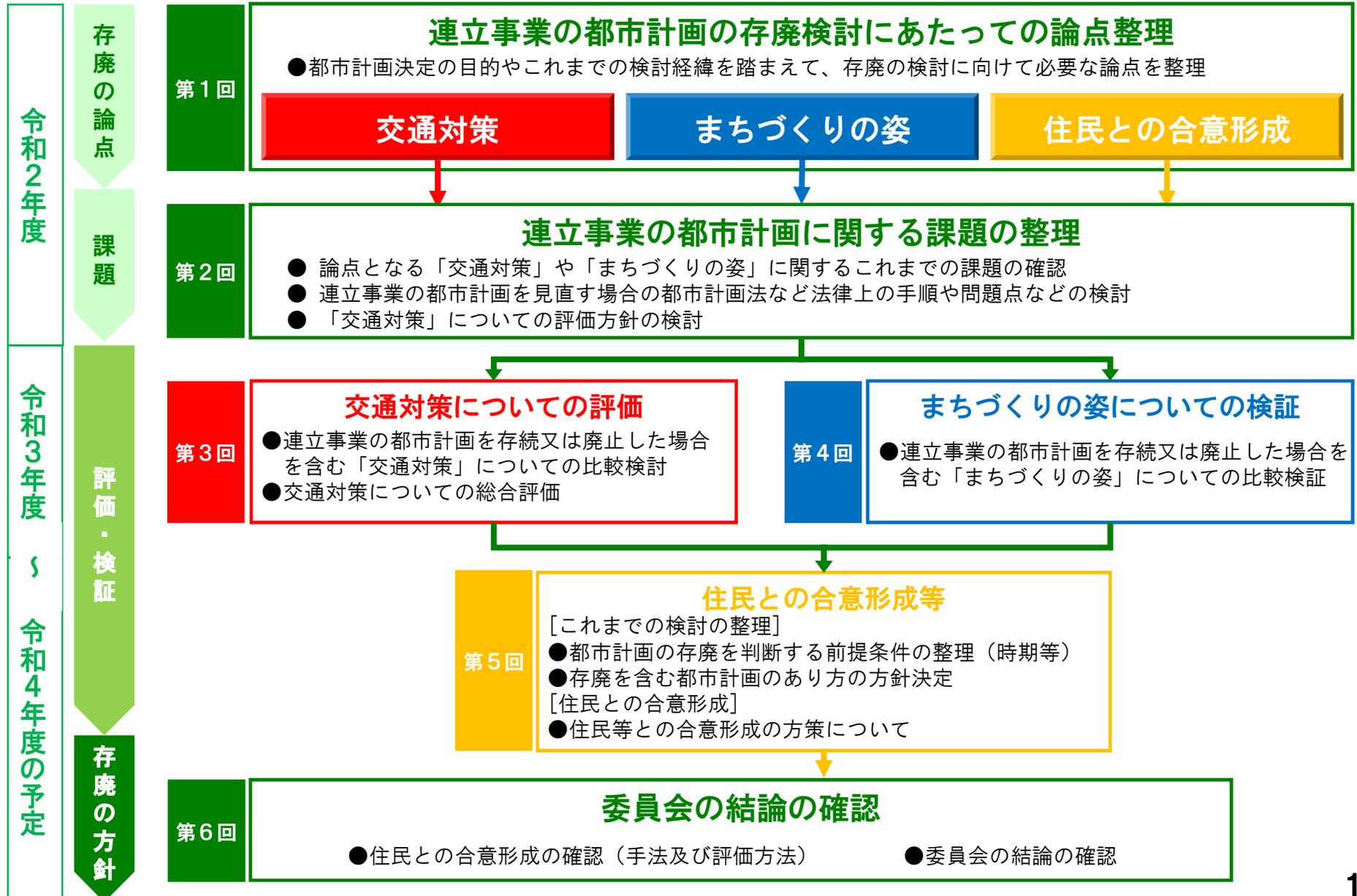


合意形成に関する論点

住民との合意形成

2 琴電連立の都市計画のあり方の検討

(3) 検討の全体フロー



3 今後の検討スケジュール

(1) 全体スケジュール

令和2年度～令和4年度にかけて
合計6回程度の開催を予定しています

(2) 次回の委員会

次回の委員会は、令和3年2月～
3月の開催を予定しています。

令和2年度

【第1回委員会】 連立事業の都市計画の存廃検討にあたっての論点整理

- 存廃の論点の整理(「交通対策」、「まちづくりの姿」、「住民の合意形成」など)
- 今後の委員会のスケジュールの確認

【第2回委員会】 連立事業の都市計画に関する課題の整理

- 論点となる「交通対策」、「まちづくりの姿」に関するこれまでの課題の確認
 - ・ 都市計画決定時の「交通対策」の確認
 - ・ 都市計画決定時の「まちづくりの姿」の確認
 - ・ これまでの検討委員会の検討事項の確認
 - ・ 関連する都市計画や事業実施状況についての確認
- 連立事業の都市計画見直す場合の都市計画法など法律上の手順や問題点などの検討
- 「交通対策」についての評価方針の検討

令和3年度

【第3回委員会】 交通対策についての評価(案)

- 連立事業の都市計画を存続又は廃止した場合を含む「交通対策」についての比較検討
- 「交通対策」についての総合評価(今後の対応方針)

【第4回委員会】 まちづくりの姿についての検証(案)

- 連立事業の都市計画を存続又は廃止した場合を含む「まちづくりの姿」についての比較検証

令和4年度の予定

【第5回委員会】 住民との合意形成(案)

- [これまでの検討の整理]
- 都市計画の存廃を判断する前提条件の整理(時期等)
 - 存廃を含む都市計画のあり方の方針決定
- [住民との合意形成]
- 住民等との合意形成の方策について

【第6回委員会】 委員会の結論の確認(案)

- 住民との合意形成の確認(手法及び評価方法)
- 委員会の結論の確認